

令和6年11月13日

東根市外二市一町共立衛生処理組合

職員の懲戒処分について

東根市外二市一町共立衛生処理組合管理者は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

- 1 被処分者 業務課第一業務係 技術員 32歳
- 2 処分内容 免職
- 3 処分年月日 令和6年11月13日(水)

4 処分に係る事案の内容

被処分者は、令和6年8月30日(金)から31日(土)にかけて、飲酒運転を行い、仙台市青葉区において、酒気帯び運転の疑いで現行犯逮捕された。

また、飲酒運転中、普通乗用自動車と衝突事故(物損事故)を起こしたにもかかわらず、必要な措置を講じなかった。

その後、道路交通法違反で起訴され、10月31日(木)付けで罰金の略式命令を受けた。

この度の職員の酒気帯び運転並びに交通事故において、被害に遭われた方に心よりお見舞い申し上げます。

また、関係者の方々、そして地域住民の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

当組合としましては、一日も早く地域住民の皆さんの信頼を回復すべく、職員への指導や研修などをおして、法令順守、服務規律の徹底を図ってまいります。